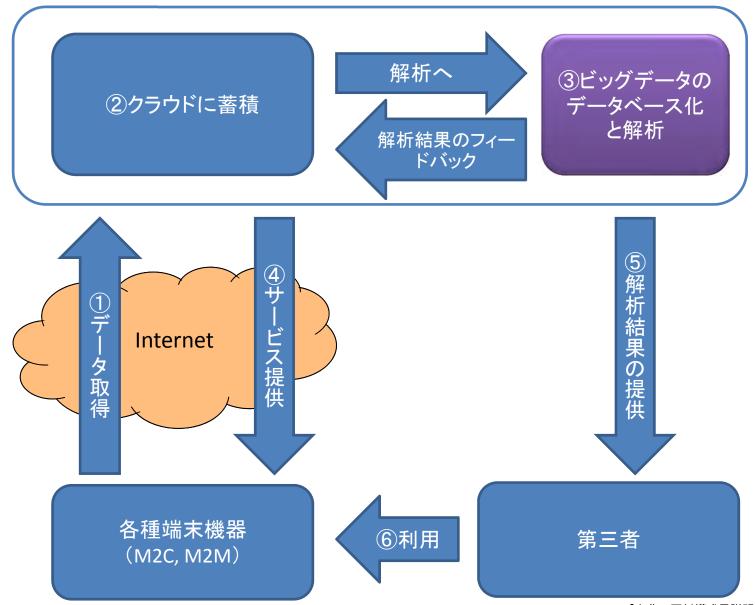
ビッグデータの活用に関する法的フレームワークについての検討 (18)

【想定モデル】



【出典:岡村構成員説明資料(第3回)】

ビッグデータの活用に関する主要な法的フレームワーク



取り扱いに際して遵守すべき主要な法令(対ユーザ)

ユーザに対する関係で遵守すべき法令は、主として次の2グループ。

- ①個人情報保護法制、プライバシー権、通信の秘密、営業秘密。
- ②取得すべき個々のデータに関する著作権法上の権利。

M2Mの場合には、両グループともに原則として関係せず。

ビッグデータの法的保護(対第三者)

成果物が第三者によって流用された場合に、事業者は保護を受けられるか。 成果物は、ビッグデータをデータベース化したもの(中間成果物?)と、その解析結果 (最終成果物?)とに分けて検討する必要。

前者については、創作性があれば、著作権法上のデータベース著作物として保護される場合あり。これに対し、創作性のないデータベース(ファクトデータベース)は、日本では同法による保護範囲外。

ビッグデータ解析結果の提供と法的責任(対提供先)

ベンダが他の者に提供した分析情報の内容が不正確だった場合の責任。 通常は責任減免条項によって対応。しかし、当該条項が有効となるとは限らない。

【出典:岡村構成員説明資料(第3回)】

M2M通信サービスのアーキテクチャと技術的課題

- M2M通信サービスは、アプリケーション、プラットフォーム(サービス)、コアネットワーク、ゲートウェイ /デバイス等の各レイヤが相互に連携し、多種多様で膨大な情報の受け渡しを実現しており、各レイヤ 間のインタフェースの標準化が必要。
- M2M通信サービスの普及・促進のためには、膨大な数のデバイスが接続しても安定的かつ安心・ 安全に運用が可能なネットワークの実現が技術的課題。

